

三鷹市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

三鷹市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償条例(平成 5 年三鷹市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 290」を「100 分の 270」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償条例第 8 条第 2 項の規定は、平成 12 年 12 月に支給する期末手当から適用する。

提案理由

期末手当の支給率を減ずるため、本案を提出します。